平成２９年（フ）第４３６号
千葉県浦安市今川１丁目10番13号　エスポワール弐番館（201）
破産者　北岡美知子
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第４６４号
千葉市稲毛区長沼町247番地43　メゾンフルーヴ102号
破産者　田村美智子
1　決定年月日　平成29年７月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２２５号
千葉県市原市光風台４丁目1162番地49
破産者　髙島　　弘（旧姓三ツ木）
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３５３号
千葉県船橋市本町１丁目19番11号
破産者　有限会社プレシャスホーム
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第３５４号
千葉県習志野市谷津６丁目７番１―304号
破産者　喜多村　実
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１８４０号
横浜市神奈川区子安通３丁目375番地５　フェルクルール横浜新子安プレセダンヒルズ502号、開始決定時の住所東京都中央区八重洲１―５―15　荘栄建物ビル３階
破産者　佐久間一嘉
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１７１号
新潟市西区東青山２丁目５番地１
破産者　株式会社日開
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３８０６号
大阪市天王寺区北河堀町10番８―805号
破産者　株式会社ベリー
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１号
松江市東津田町1413番地２
破産者　マンポー企画株式会社
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２４１号
高知市杉井流９番11号
破産者　サピオ株式会社
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第３０４号
高知市南久保２番33号
破産者　有限会社フジカンパニー
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第５８号
高知市万々626番地14
破産者　西川　謙正
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２４号
福岡県久留米市西町1286番地２　ラディジェム旭605号、前住所福岡県久留米市花畑２丁目５番地５　４Ｆ
破産者　鷲嵜　和也
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第５４号
熊本市南区近見８丁目４番１号
破産者　有限会社中熊本ディナーサービス（登記記録上の商号　有限会社中熊本デイナーサービス）
1　決定年月日　平成29年７月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第１２７７号
東京都狛江市駒井町１丁目１番10号
破産者　有限会社白圭朋友社
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１２７８号
東京都狛江市駒井町１丁目１番10号
破産者　藤田　朋人
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１６０号
東京都日野市多摩平２丁目３番地の１豊田駅前第１団地307
破産者　渡邊　茂男
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４４０号
福島県耶麻郡猪苗代町大字長田字西五十滝3967番地23
破産者　有限会社ＢＡＮＴＥＣＨ
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４４１号
東京都東村山市富士見町５丁目11番地８
破産者　坂東　誠治
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３４４号
最後の住所　岐阜市折立125番地１（コーポケルン　205号室）
破産者　亡長崎慶子相続財産（開始決定時の表示長崎慶子）
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第６４号
岐阜市茜部中島２丁目29番地の１
破産者　株式会社サン・カツミ
1　決定年月日　平成29年７月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所